

株主間のデッドロックと解散判決請求の可否

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 3 月 24 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ネ）第 1791 号
【事 件 名】 解散請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 会社法 833 条
【掲 載 誌】 金判 1668 号 39 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25595348

早稲田大学教授 川島いづみ

事実の概要

Y 社（被控訴人）は、平成 3 年に設立された中古自動車の輸出入・販売等を目的とする株式会社（取締役会設置会社、資本金 1000 万円、発行済株式総数 200 株）である。X（控訴人）と A は、Y 社設立時に各々 100 株を引き受けて保有しており、また設立時から Y 社の取締役であって、平成 30 年 5 月 31 日まで X が、それ以降は A が、代表取締役である。本件は、X が、A との間で深刻な不和对立が生じており、会社法 833 条 1 項 1 号所定の事由があると主張して、同号に基づき、Y 社の解散を求めた事案の控訴審である（原審京都地判令 3・7・8 は X の請求を棄却、本判決後の上告・上告受理申立てにつき、最三小決令 4・12・14 は上告棄却・上告不受理）。

Y 社の主な業務は、日本国内で仕入れた中古車を海外の顧客に輸出するものであり、主な輸出先はニュージーランドであったところ、X と A は、平成 12 年同国内の法人として E 社を設立し、また、平成 19 年に D 社（Y 社が 49% 出資）をフィリピン国内の法人として設立して関連業務を D 社に委託した。Y 社の経営は、リーマンショックの影響で急速に悪化したが、平成 23 年頃、金融機関との間で返済計画について合意が成立し、その際、消費貸借契約の大部分について 1 年ごとに再契約を締結する形でその都度弁済期を延長することとされた。

X と A は、設立以降、協議しながら Y 社の経営を行ってきたが、平成 24 年頃から海外事業展開に関する経営方針等を巡って対立するようになった。当時の取締役は、X・A・F（A の妻）・G の 4 名であったが、平成 29 年 5 月までに G が退任した。その後も X と A の対立は激化し、平成 28 年 3 月には A がフィリピンの検察当局に対して、X が D 社から生活費の支給を受けていることにつき窃盗であると刑事告発し、平成 30 年以降、ニュージーランドや日本において、上記生活費の支給や A の構築した事業スキームによる収益の帰属に関して、訴訟に発展した。

平成 30 年 5 月 31 日、Y 社の取締役会は、X を代表取締役から解任して、A を代表取締役に選任する決議を行った。A は、平成 31 年 1 月に、Y 社と E 社との取引に係る契約関係を終了させて、他社との取引を開始し、同年 4 月には、Y 社と D 社との契約関係を終了させて、業務委託先を他社に変更した。

判決の要旨

「控訴人は、……会社法 833 条 1 項 1 号の要件について、株主間でデッドロック状態となっている場合には、直ちに同号前段の要件を満たすもので、かつ、後段の要件充足性も緩やかに認められると解すべきである旨主張する。

しかし、……株式会社の解散請求については、

……債権者などの会社関係者の利害も踏まえて会社の継続性を重視し、解散請求が認められる状況をより慎重かつ限定的に規定するものと解される。このような会社法 833 条の規定の構造やその文言、趣旨に照らせば、……同条 1 項 1 号の要件が充足されるためには、株主間でデッドロック状態が生じていたり、更には、その一方の株主により他方の株主の意向に反する業務執行が行われ、他方の株主において、その意向が反映されないままという状態が継続しているだけでは足りず、デッドロック状態などに伴って、会社の運営上必要とされる意思決定を行うことができないなどにより業務そのものが著しく停滞し、かつ、これに起因して会社に回復困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを要するものと解するのが相当である。

したがって、……控訴人の上記主張は、同要件の形式的文言と離れている上、その趣旨に照らしてもそのまま是認できず、殊に相当小規模な閉鎖会社との関係では議論の余地があるとしても、被控訴人のような人的・物的規模（……）の株式会社に対する解散請求を論じるに当たっては、採用することはできない。」

「……被控訴人においては、……控訴人、A 及び F の 3 名が取締役としての権利義務を有しており（……）、取締役会も開催され、A を代表取締役を選任する旨の決議を行い、A を代表取締役として業務の執行そのものが継続されている。すなわち、株主間のデッドロック状態に伴って、役員選任など株主総会としての決議ができない状況が続いていることは、株式会社の運営として不正常といえるものの、平成 29 年 5 月の G の取締役退任（……）の後は、取締役の構成はいわゆるデッドロックを免れ、代表取締役を選任することもできており、株主総会の決議事項に及ばない限り、会社としての意思決定は適法に可能となっているのであって、本件全証拠によっても、現時点において、被控訴人の業務そのものが著しく滞っているとは認められないし、そうすると、これに起因して被控訴人が損害を被る事態に至っているということもできない。

したがって、被控訴人が株主総会の決議に則った事業遂行を行うことができない状況に至ってい

ることは、株式会社として正常な事態ではないものの、株式会社の解散請求に係る会社法 833 条 1 項 1 号の要件との関係においては、なおこれを充足するものとまではいえない。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、出資比率 50% ずつの株主 2 名の間でデッドロックが生じているが、取締役会はこれを免れている会社において、会社法 833 条 1 項 1 号に基づき、解散判決が請求された事案である。原審同様、大阪高裁も、1 号事由について、デッドロックに伴う会社運営上の意思決定不全等により会社業務そのものに著しい停滞が生じ、これに起因して回復困難な損害が会社に生ずることやそのおそれがあることを要すると判示して、解散判決請求を棄却している。判決文中に、1 号事由の充足について、「殊に相当小規模な閉鎖会社との関係では議論の余地があるとしても」との言及がある点も、注目される。

本判決は、同条項 1 号の要件について、株主間はデッドロックであるが取締役間はデッドロックを免れている事案において、要件充足を否定して解散請求を退けた事例判決として意義を有する。結論に賛成する。

二 会社法 833 条 1 項の解散事由

会社法 833 条 1 項は、株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、会社に回復することができない損害が生じまたは生じるおそれがある場合（1 号事由）、または、会社財産の管理または処分が著しく失当で、会社の存立を危うくする場合（2 号事由）であって、やむを得ない事由があるときに、少数株主権（行使要件は議決権または発行済株式総数の 10% 以上の保有）として、訴えによる当該会社の解散を認めている。この解散判決請求権は、会社が自治的能力を喪失し、やむを得ない事由がある場合に、株主の利益保護の見地から¹⁾、あるいは、内部的・自治的問題として、株主の請求でなされるものである²⁾、と説明されている。会社法制定前は、人的会社の解散判決請求事由が「已ムコトヲ得ザル事由」のみとされる

のに対して、物的会社（株式会社・有限会社）では、1号事由・2号事由により要件が加重されることについて、間接有限責任の下にある物的会社では、それが継続企業の維持による会社債権者の保護に資するためであるとの説明もみられたが、会社法の下では、出資者有限責任の合同会社について要件の加重が行われておらず、かつての説明は必ずしも成り立たなくなっている。

2号事由の典型が、取締役が会社存立に関わる非行（会社を破綻させるほどの会社財産の流用・処分等）があるのに、同人が議決権の過半数を有するため、その是正が期待できないような場合とされるのに対して、1号事由の典型は、株主も取締役も等分に対立するデッドロックのケースとされる³⁾。1号事由については、たとえば株主も取締役も等分に対立している状態に加え、その膠着状態によって会社に回復できない損害を生ずるおそれがあることを要するとして、株主間・取締役間の膠着状態による難局と会社に損害を生ずるおそれとの間に因果関係を厳密に求める見解⁴⁾がある一方、特に、閉鎖的な株式会社では、株主間のデッドロックのために取締役選任等によって会社運営の停滞を打開することが期待できず、とりわけ株主間に不公正が生じているときは、その解決手段として解散判決を認める必要性を否定できないため、このような場合には、会社に回復できない損害を生ずるおそれについて、柔軟に解することができるとする見解もある⁵⁾。

なお、1号事由・2号事由のいずれの場合も、加えて「やむを得ない事由」が必要である。

三 裁判例の動向

前述のように、1号事由の典型例は、議決権を半数ずつ有する株主2派の対立により、新たな取締役の選任もできなくなった、いわゆるデッドロック状態にある事案である。解散判決請求に関する裁判例をみると、デッドロック状態にある株式会社・有限会社（特例有限会社）に関する事案が多く、また、デッドロック状態の下で1号事由の該当性を認めて解散を認容する例が大多数を占めている。

株式会社に関する裁判例として、①大阪地判昭35・1・22（下民集11巻1号85頁）、②大阪地判

昭57・5・12（金判653号37頁）、③東京地判平元・7・18（判時1349号148頁。係争事件が全て解決すれば、取締役会の構成は1:2になる事案）、④東京地判平20・2・20（2008WLJPCA02208002）、⑤東京地判平28・2・1（LEX/DB25534527）、⑥東京地判平29・11・17（LEX/DB25550228）、⑦東京地判平29・12・26（金判1566号51頁。控訴審：東京高判平30・6・27）がある。これらの裁判例の多くにおいて、株主間ばかりでなく、取締役間も半数ずつで対立しており、取締役会による新たな代表取締役の選定もできない状況にある。請求を棄却した⑥を除き、②では、当該会社が休眠状態であることを重視して2号事由により解散判決請求を認容しているが、①・③・④・⑤・⑦では1号事由により請求を認容している。他方、⑥では、米団法人と東証一部上場会社が50%ずつ出資する合弁会社について、解散判決請求が棄却されており、債権者等の利害関係者への影響を慎重に判断したものと解されている⁶⁾。

また、デッドロック状態の有限会社・特例有限会社に関する解散判決認容例として、⑧東京高判平3・10・31（金判899号8頁、原審：東京地判平元・12・26）、⑨大阪地判平5・12・24（判時1499号127頁）、⑩高松高判平8・1・29（金判996号17頁。1号事由と2号事由のいずれとも明示せず請求認容）、⑪東京高判平12・2・23（金判1091号40頁）、⑫東京地判平28・10・19（LEX/DB25537783。取締役会は多数派・少数派で対立）、⑬東京地判令元・8・30（判タ1469号249頁。取締役は代表取締役1名）等がある。⑩を除いて、⑧～⑬のいずれも1号事由により請求を認容している。

これらの裁判例の中にも、株主間はデッドロック状態であるが、取締役らはデッドロックを免れて一応業務執行が行われている事案も若干存在する。近時のそのような例に、⑭東京高判令5・3・9（金判1674号28頁。原審：東京地立川支判令4・9・9）と本件がある。⑭判決は、意思決定不能の状況を打開する必要性が法人格を維持できない場合の社会的損失を回避する必要性を上回る場合には、特段の事情がない限り「やむを得ない事由」が認められる等と述べて、解散請求を認容している。取引債権者や金融債権者が存在せず、定款の目的条項に記載のないアグリビジネスに傾注して、主な

資産である預金が年に約 1000 万円減少していた小規模株式会社に関する事案である。

四 本判決の検討

本件は、閉鎖会社ではあるが相応の規模を有する Y 社（第 28 期（平成 30 年 7 月 1 日～令和元年 6 月 30 日）の売上高約 114 億 5730 万円、営業利益約 4694 万円）に関する事案であり、株主間はデッドロック状態であるが、取締役会は、A 派の取締役権利義務者が過半数を占め、A を代表取締役として業務執行が継続されている、という特徴がある。

X は、833 条 1 項 1 号事由の該当性について、原審において、第 1 に、株主間のデッドロック状態により新たな取締役を選任できない場合、取締役会で多数派を占める一方の株主が、自らの意思のみで当該会社を運営できる状態が事実上永続することになるが、このような事態は明らかに不公正であって、このこと自体をもって、当該会社は業務執行において著しく困難な状況に陥っている（1 号事由に該当）というべきこと、第 2 に、代表取締役 A に交代後、Y 社の利益は激減の一途を辿り、経営は危機的な状況に陥っており、A が Y 社と E 社・D 社との取引関係を終了させ、従前のビジネスモデルを壊して、Y 社の事業価値を大幅に毀損することになったこと、金融機関との関係でも借入金の遅延状況を解消できない異常な事態であること等を主張した。また、控訴審では、株主間のデッドロック状態は、1 号前段の要件を満たすもので、かつ、後段の要件充足性も緩やかに認められると解すべきこと、A の恣意的・専断的な経営が Y 社の売上げ・利益減少の原因であり、回復困難な損害を生じさせるものであるから、833 条 1 項 1 号前段・後段のいずれの要件も充足するといえることなどを、補充主張した。

これに対して、原審・控訴審とも、第 1 の点については、株主間のデッドロック状態が生じ、さらに一方の株主の意向が業務執行に反映されない状態が継続しているだけでは、1 号の要件は充足されないと判示しており、法文の文言および本条の趣旨を勘案すると、本事案の判断としては適切といえよう。また、第 2 の点については、特に売上げ・利益の減少幅が大きい第 29 期と横ばいである第 30 期が、新型コロナウイルスの影響と

いう顕著な外的要因が存在する時期であって、直ちに同項 1 号後段の「損害」の要件が満たされるものではないこと等を述べて、デッドロック状態に伴って、業務そのものが著しく停滞していることや、これに起因して会社に損害が生じ、または生じるおそれがあることを論証できていないと判示している。この判断自体も、適切といえよう。本判決がこのような構成をとって請求を棄却したのは、X の主張に対応したためかと思われるが、株主間のデッドロックや取締役が権利義務者であることを重視して 1 号事由の該当性を認めつつ、やむを得ない事由で請求を否定するという構成をとることも考えられる。もっとも、解散請求を退けた⑥判決においても、1 号事由の充足を否定した上で、やむを得ない事由を簡潔に否定する構成がとられている。

なお、控訴審判決における「ことに相当小規模な閉鎖会社との関係では議論の余地があるとしても」との付言は、その趣旨が必ずしも明確ではないが、相当小規模な閉鎖会社であれば、解散判決が会社の従業員・債権者・取引先と与える影響も限定的で、解散による社会的損失も限られるので、1 号事由の前段と後段との間に因果関係を要求する立場に必ずしも拘泥しない、との趣旨かとも思われる。前掲⑭東京高判令 5・3・9 の「法人格を維持できない場合の社会的損失を回避する必要性を上回る場合」と通底するものがあるようである。いずれにしても、事案によって柔軟な解釈の余地を残す趣旨の言及であれば、妥当といえよう。

●—注

- 1) 酒巻俊雄＝龍田節代編『逐条解説会社法 9』（中央経済社、2016 年）151 頁 [河内隆史]。
- 2) 岩原紳作編『会社法コンメンタール 19』（商事法務、2021 年）326 頁 [出口正義]。
- 3) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣、2021 年）1041 頁他。
- 4) 上柳克郎代編『新版注釈会社法 (13)』（有斐閣、1990 年）26 頁 [谷川久]、北村雅史「判批」商事 1329 号（1993 年）81 頁等。
- 5) 江頭憲治郎＝門口正人代編『会社法大系・4』（青林書院、2008 年）218 頁 [鹿子木康]。
- 6) 北川徹「判批」ジュリ 1562 号（2021 年）116 頁。